

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

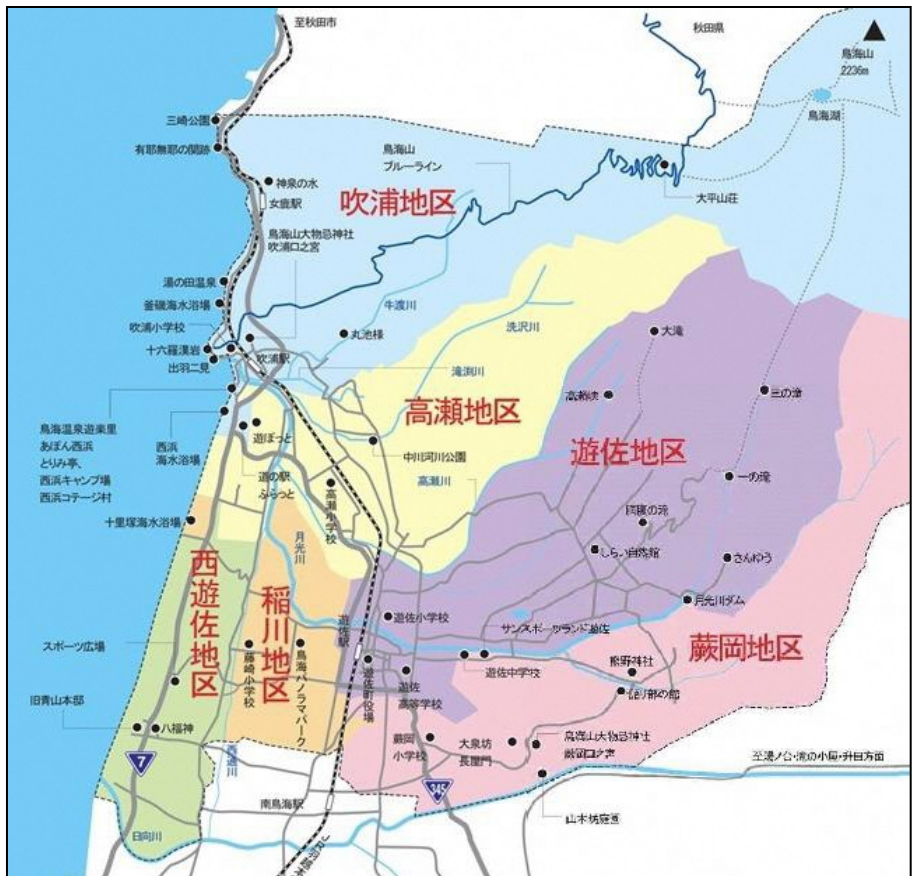
I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要、立地

遊佐町は山形県と秋田県の県境、鳥海山の南麓に位置する東西 16.6 km、南北 15.9 km、面積 208 km²の昭和 29 年に 1 町 5 村が合併して設立された町である。東西を出羽丘陵と日本海に囲まれた肥沃な庄内平野の最北端に位置し、北は秋田県にかほ市、南は酒田市と隣接している。

道路においては町内を国道 7 号線と国道 345 号線が縦断しており、秋田県との県境付近には迂回路はないため、県境を往来する自動車が集まる交通の要衝である。また、日本海沿岸東北自動車道は町内を縦断する形で工事が進められており、令和 8 年度に秋田県との県境部分が開通予定である。



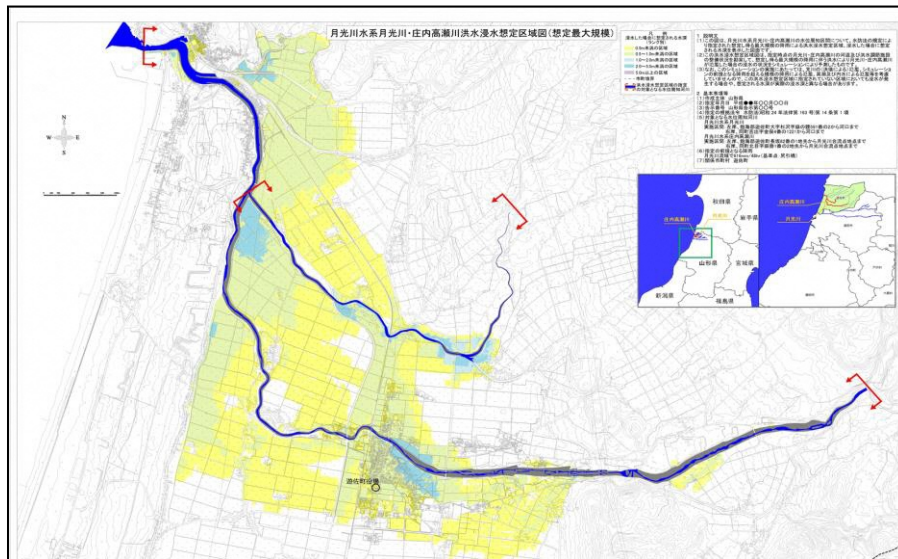
地形は鳥海火山によって作られた山地、鳥海山麓の扇状地、扇状地の末端部の新しい断層地形、沿岸部の砂丘地形、沖積平野地形からなる。

平野部は、海岸平野の特性があり未固結堆積物が厚く体積していることから、地震発生の際には液状化現象が広範囲に起こる可能性が高い。また、砂丘背後の湿地帯も軟弱地盤となっている。山際に位置する集落の周囲に急傾斜地が多いことから、土砂災害危険箇所が点在している。

②洪水：遊佐町洪水ハザードマップ

当町の水害危険区域とされているのは、月光川沿いの低地、特に河川の合流地付近は水位が高くなりやすく、排水不良を起こしやすい。

河川の水位が高い間は小排水路からの水がはけにくく、内水氾濫を引き起こす可能性がある。また、月光川や日向川の河口付近は感潮河川になっており、満潮期には排水不良になりやすい。令和6年7月の豪雨では、310戸(床上:196件、床下:114件)が浸水するなど甚大な被害が発生した。

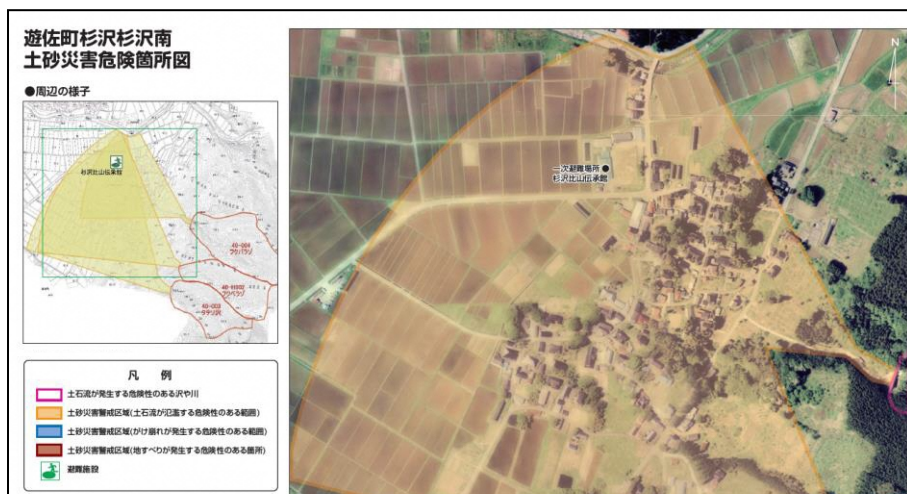


洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

③土砂災害：遊佐町土砂災害警戒区域図

傾斜崩壊の危険区域は月光川の中流部の急な段丘崖が崩壊しやすい。人家が少ないため崩落による被害は少ないものと考えられる。町の北西部は斜面と人家が接近しているところがやや多いが、固結した溶岩流の先端部で比較的崩壊しにくい。

土石流の危険性のある溪流は、杉沢や蕨岡に見られる。これらの地域は活断層の変動によって急斜面が形成される傾向にある。



遊佐町「土砂災害危険箇所図」

④地震：J-SHIS、地震災害危険度図

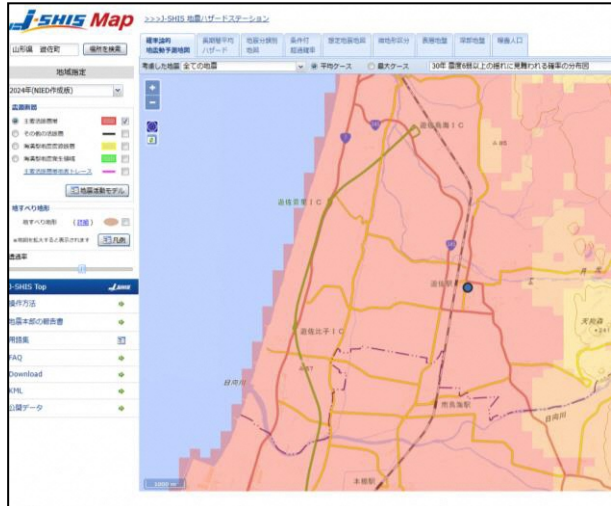
地震ハザードステーションの確立論的地震予測地図及び地震ハザードカルテ 2024 年基準によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 20%以上の確率で発生するとされている。

当町の地震災害の危険要因は、地盤振動、液状化、落石、津波などがあげられる。また、当町には活断層が通っており、活断層の運動によって発生する強い地盤振動に注意する必要がある。

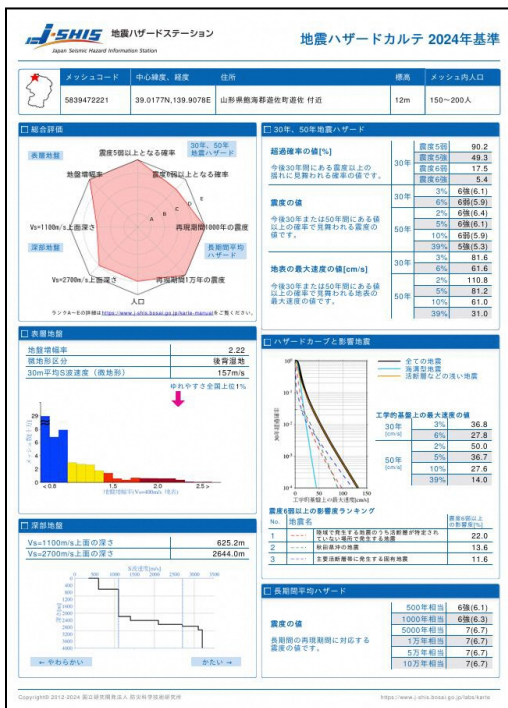
砂丘背後の低地にある集落はやや軟弱地盤の地域にあり、地盤振動が増幅しやすい。

砂質地盤も広く分布しているため、液状化の危険性がある。そのためこれらの地盤振動や液状化危険の高い地域では建物の損壊危険も大きい。

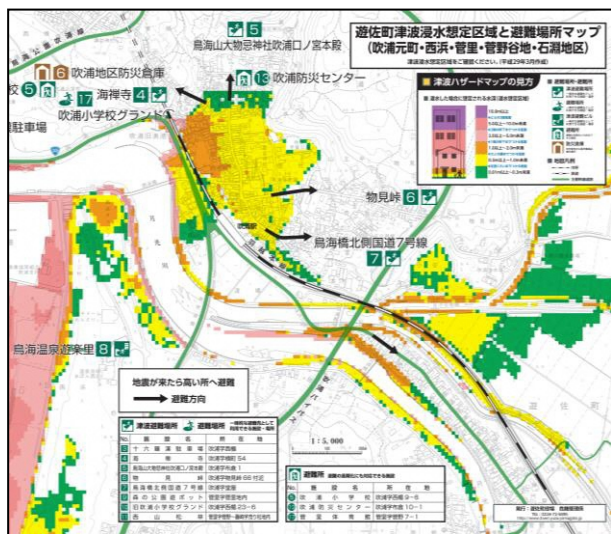
津波の危険性は西浜から月光川河口、吹浦の集落で浸水の危険性がある。



J-SHIS 地震ハザードステーション
「確率論的地震動予測地図」



J-SHIS 地震ハザードステーション
「地震ハザードカルテ」



遊佐町「津波浸水想定区域と避難場所マップ」

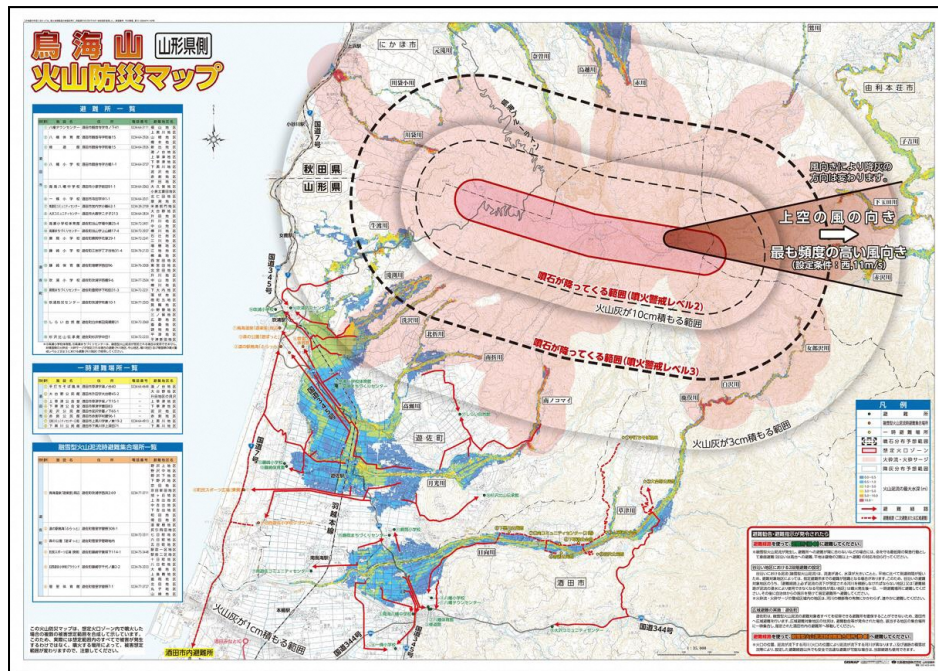
⑤火山災害：鳥海山火山防災マップ

当町での火山災害の危険要因は、噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ、溶岩流、火山泥流及び降灰後の降雨による土石流などである。集落は鳥海山からある程度離れているため、噴石の影響は受けにくい。火山灰は風向きにより危険区域が異なる。

火砕流は鳥海山北側に流下する危険性が高いと考えられるが、規模の大きな火砕流の場合には、当町の方向へ火砕流が流下する危険性がある。

噴火警戒レベルがレベル3では、噴火により大きな噴石が火口から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼすと想定される。

また、最大レベルのレベル5では、噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが想定され、町内全域での事業活動の長期間の停止が見込まれ、リスク対策が必要である。



山形県「鳥海山火災防災マップ」

⑥感染症

新型インフルエンザ等は、およそ10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返しており、発生時期を正確に予測することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。

また、新型コロナウイルス感染症においては、ワクチン接種が進んでいるが、新たな変異株の出現等により急速なまん延が危惧され、町民の生命や健康、生活・経済全体に大きな影響を与える恐れがある。

企業活動をはじめとして町外との往来も多分にあることから、一度県内でクラスターが発生すれば、当町内においても感染が拡大する恐れがある。

また、長期的には多くの町民が罹患する可能性があり、患者の一部が一定の期間に集中した場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまう恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和3年経済センサス）

令和3年の経済センサスを基本とした山形県の資料では、当会管内の商工業者数は486事業所であり、うち小規模事業者数は428事業所となっている。また小規模事業者の全体に占める割合は88.1%となっている。

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農林漁業	28	24	漁業は吹浦地区、農業は町内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採石業	1	1	遊佐地区に立地している
建設業	81	80	町内に広く分散している
製造業	48	41	町内各地に点在しているが、主に工業団地に立地している
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	遊佐地区に立地している
運輸業、郵便業	11	9	町内に広く分散している
卸売業、小売業	132	102	町内に広く分散している
金融業、保険業	4	4	遊佐地区に多く立地している
不動産業、物品貸借業	18	18	町内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	町内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	52	46	町内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	61	59	町内に広く分散している
教育、学習支援業	8	8	町内に広く分散している
医療、福祉	9	9	遊佐地区に多く立地してている
複合サービス事業	9	8	町内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	18	13	町内に広く分散している
	486	428	

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・遊佐町地域防災計画の策定
- ・遊佐町国土強靱化地域計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・鳥海山火山防災マップ、遊佐町洪水ハザードマップの作成

②当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国や県の施策の周知
- ・新型コロナウイルス感染予防対策に関する施策の周知
- ・損害保険への加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

II 課題

当町の小規模事業者の防災・免災・感染症対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者 BCP の策定が進んでいない

管内事業者のうち BCP を既に策定している事業者は、どの業種においてもごく一部であり小規模事業者の殆どは策定していない現状である。

事業者 BCP の策定に関する町取組状況は、まだ普及・啓発段階であり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、町、商工会のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) 人材不足

実際に災害が発生した場合の緊急時の対応等について、事業者支援を行っていくためのマニュアルが整備されていない状況にある。また、平時、緊急時の対応を推進できるノウハウを持った人員が十分におらず、通常の経営支援の他、経営発達支援計画に伴う支援も行なっている中で、防災対策まで手が回らず、事業者 BCP 策定への支援も十分とは言えない実態である。

(3) 感染症に対する小規模事業者の対策が不十分

町の感染症対策については遊佐町新型インフルエンザ等対策行動計画があり、方針として事業者や町民に示している現状である。感染症対策において小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調の不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備品、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

近年は、予想を超える局地的な集中豪雨、記録的な暖冬や豪雪であったり記録的な異常気象が連続して起こるなど、先が読めない状況が続いている。管内の小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策及び早期復旧を実現させるため遊佐町と遊佐町商工会がより連携を図り、BCP 策定の推進・支援を行い、災害に強い事業継続可能な事業所の創出を図ることを目標とする。

(1) 管内小規模事業者への BCP 策定支援の強化

管内の小規模事業者から災害リスク・感染症等リスクを認識させるため、事前対策の必要性を周知するとともに、職員の支援スキルの向上及び専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制構築を図り、小規模事業者の BCP 策定支援を強化する。

(2) 被害状況の把握と情報共有ができる体制の構築

災害発生時における連絡体制を円滑にし、被害状況の把握を共有することで復興支援が円滑に行えるよう、組織内における体制づくりと、遊佐町と遊佐町商工会間で情報共有ができる連携体制の構築を図る。

(3) 支援マニュアルの作成

事業者に対する BCP 策定支援の強化に向け、支援方法についてのマニュアルを作成し支援スキルの平準化に取り組むことで、迅速かつ効果的な支援実施を図る。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

①広報等による啓発

- ・当町のハザードマップを事務所に掲示するほか、会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに取り組む小規模事業者の紹介を行う。

②ハザードマップを使ったリスクの周知

- ・経営指導員等が巡回や窓口において経営支援時に、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

③事業者BCP策定に関する支援

- ・事業者BCPの策定にあたっては、山形県で作成し事業者が自社のBCPを策定する際に「ひな形」として活用できる「山形県版BCPモデル」の普及促進を図る。
- ・小規模事業者のBCP策定において、リスク管理等専門的な知識が必要な場合には専門家や損害保険会社等と連携し、有効性の高いBCP策定を支援する。
- ・損害保険会社や山形県火災共済協同組合と連携し、損害保険や共済など事業継続計画支援に必要な知識を習得し、職員のスキル向上を図る。

④感染症対策支援

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別のガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒薬等の一定量の備蓄、事務所や店舗内の換気設備の設置やITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（遊佐町商工会危機管理マニュアル）を策定済（令和7年1月6日）

(3) 関係団体との連携

- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、職員向け研修会の他、地区内の小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害・生命・傷害保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認を会員状況実態調査（2年に1回）にあわせて行う。
- ・遊佐町、当会と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点について情報を共有する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（(震度6弱以上の地震、洪水、土砂災害)）が発生したと仮定し、遊佐町との連絡ルート等の確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

- ・災害発生時には人命救助を第一として、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進める。
発災時には携帯電話での連絡が困難になることもあるため、その際は SNS 等を利用し連絡を行う。当会職員は事務局長へ安否報告と業務従事の可否報告を行う。
- ・感染症の国内感染者が発生した際には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には遊佐町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

(1) 安否及び業務従事可否確認の対象と目標時間

団体名	内容
遊佐町産業課	職員：発生後 1 時間以内に緊急連絡網（携帯電話または SNS 等）にて確認
遊佐町商工会	職員：発生後 1 時間以内に緊急連絡網（携帯電話または SNS 等）にて確認 三役：発生後速やかに（概ね 1 時間以内）に携帯電話または SNS にて確認 役員：1 日以内に携帯電話にて確認 会員：2 日以内に役員、総代を通じ地区ごとの会員安否を確認

(2) 安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

- ・発災後 2 時間以内には、当町当会で安否確認結果や大まかな被害状況を共有することとし連絡窓口については下記のとおりとする。

団体名	連絡窓口		報告先
	第1順位	第2順位	
遊佐町産業課	課長	産業創造係長	災害対策本部等
遊佐町商工会	事務局長	経営指導員	山形県商工会連合会

(3) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況を把握、共有した時点において、当町（産業課長）と当会（事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針・内容を決める。但し、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員がまず安全確保をし、警戒解除後の出勤とする。

【被害規模の目安と応急対応の内容】

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査、経営課題の把握調査 ③復興に係る支援施策を活用するための支援業務
被害がある	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査、経営課題の把握調査
ほぼ被害がない	1. 目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【当会と遊佐町との情報共有間隔】

期間	情報共有する間隔
発災後～3日間	1日に2回共有する（10時、16時）
4日目～2週間	1日に1回共有する（16時）
2週間～1か月	2日に1回共有する（16時）
1か月超	新たに被害情報を把握した際に共有する

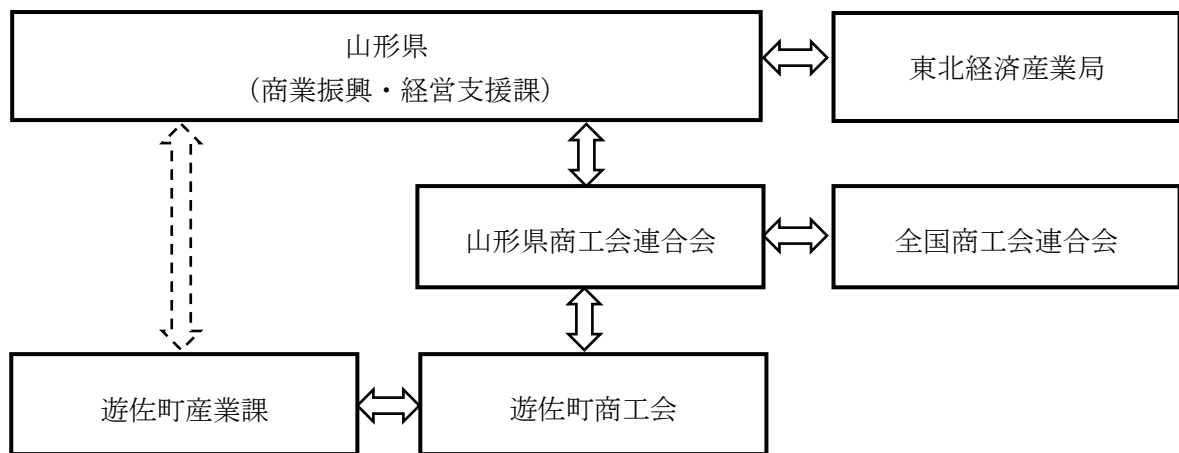
【感染症に係る対策】

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動をどのように行うかを定める。
- ・ 当会、当町で共有した情報については、山形県の指定する方法により当町から山形県へ報告するものとする。当会は災害情報システムを活用し山形県商工会連合会へ報告するものとする。(感染症に係る情報についても同様)
- ・ 被害状況等については商工会災害状況報告システムを活用し、山形県商工会連合会を通じて全国商工会連合会へ情報の共有を行う。

【指揮命令・連絡体制図】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

(1) 特別相談窓口の設置

- ・ 当会は、町との協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・ 国、県や山形県商工会連合会から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(2) 地域内小規模事業者等の被害状況確認

- ・ 被害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

期間	時間経過	被害状況の調査	確認の方法
1	発災直後～ 2日程度	安否・人的被害の確認調査（生存・行方不明・負傷者）、県及び町の災害対策本部、県警本部と情報共有	役職員を対象にLINE、携帯電話による聞き取り
		大まかな被害の確認調査（職員参集可否・居住地周辺被害状況）	役職員や被害地区の事業者を中心として携帯電話等の聞き取り

2	安全確認後～ 7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象 に巡回訪問等による聞き 取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品・原材料調達状況、 風評等)	
3	発災3日後～ 14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続 き等)	地区内小規模事業者を対 象に巡回訪問・窓口相談に よる聞き取り
		間接被害の確認調査(売上減、経費増、 風評被害等)	

(3) 被害事業者施策の周知

- ・地区内小規模事業への緊急相談窓口設置や被害事業者施策(国・県・町の施策)の周知方法は、巡回訪問をはじめ案内文書の郵送の他、会報、ホームページ等により実施する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・山形県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等や山形県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに山形県に報告する。

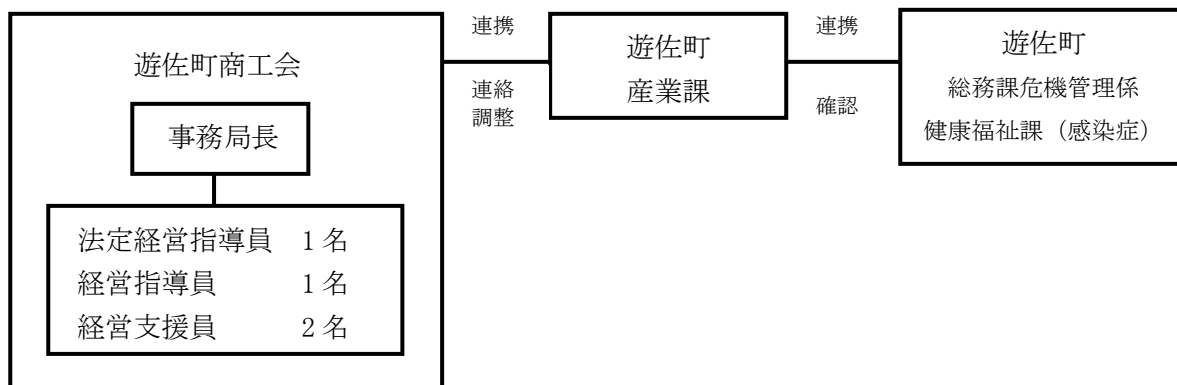
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 高橋理恵 (連絡先は後述 (3) ①1 参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

遊佐町商工会

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田 19-18

TEL : 0234-72-4422 / FAX : 0234-72-4423

E-mail : yuza@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

遊佐町 産業課

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202

TEL : 0234-72-4522 / FAX : 0234-72-5896

E-mail : sozo@town.yuza.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	650	650	650	650	650
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ チラシ作成費	150	150	150	150	150
・ 防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金(国、山形県、遊佐町) 商工会自己財源(会費収入、手数料収入、事業受託料、雑収入)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

